

本願寺史料研究所報

13号

発行所 本願寺史料研究所

〒六〇〇 京都市下京区七条大宮上ル

龍谷大学大宮学舎図書館内

電話 〇七五―三四三―三三一

内線(五四一八)

発行人 所長 千葉 乘 隆

発行日 一九九五年 七月一七日

六条寺内町の酒屋

吉田 元

はじめに

京都の酒造業史に関する本格的な研究は、現在に至るまでほとんど手がつけられていない。酒造業の衰退と伏見への移転がその主な理由で、今日も旧市内で酒を製造している業者は二軒にすぎず、伊丹や灘のように酒造会社の社史も刊行されていない。江戸時代の天明の大火、幕末の戦乱によって古い酒屋の史料が失われており、酒屋の規模を知り得る、酒造人名・屋号・酒造株高・酒造米高などを書き上げた基礎史料も、京都の場合、従来全く見出し得なかった。

この度、本願寺史料研究所のご厚意により、天明八年(一七八八)と文化元年(一八〇四)の六条寺内町酒屋に関する史料の存在をご教示、翻刻いただく機会を得た。西本願寺境内の酒屋であるため、貴重な史料が今日まで残されていたものと思われる。この史料と六条寺内町の酒屋について若干の解説を加えてみたい。

一、京都の酒造業

徳川幕府の経済政策の基本は米であったから、豊作・凶作に応じて酒造は奨励、あるいは制限された。明暦三年(一六五七)に制定された酒造株は、酒造人を指定して営業の特権を与えると共に、消費する酒造米高の上限を定められたものであった。酒造株は譲渡・貸借も可能であった。しかし、酒造株に表示されている酒造株高と、実際に消費さ

れる酒造米高との間には常に乖離が生じ、それは次第に大きなものになって行った。酒造株の制定以来、凶作が続いた一七世紀末まで、この乖離を調整し、酒造を制限する目的で寛文六年（一六六六）、延宝八年（一六八〇）、元禄一〇年（一六九七）と三回の酒株改めが実施された、しかしその後は豊作を反映して宝暦四年（一七五四）に「勝手造り令」が出され、天明五年（一七八五）まで酒造は自由営業期を迎えた。

天明の大凶作と飢饉、それに続く寛政改革の時期には、酒造はまた厳しく制限され、天明八年（一七八八）に酒株改めが実施されている。この制限がようやく解除され、再び酒造奨励策がとられるのは、文化三年（一八〇六）の「勝手造り令」である。以後の文化・文政期はおおむね豊作が続く、届出さえすれば酒造株を所有しない者まで酒造りができることになった。

次に現存する数少ない史料をもとに、江戸時代の京都酒造業を概観してみよう。元禄一〇年の幕府の酒株改めによれば、洛中・洛外・嵯峨・八幡・山崎・井出村・醍醐・江州坂本に合計六二六軒もの酒屋があり、合計二五、七六九・五石の酒造米が消費されていた①。京都の人口は江戸時代を通じて約三〇〇五〇万人で推移し、江戸・大坂に次ぐ大都市、かつ全国一の手工業都市であった。しかし、酒造業に関しては、中世までの都の酒の華やかな姿はもはや失われ、新興生産地として発展しつつあった池田・伊丹・灘の酒に遅れをとっていた。市内では多数の小規模酒屋が酒を製造販売していたが、幕末になると近衛家の領地である

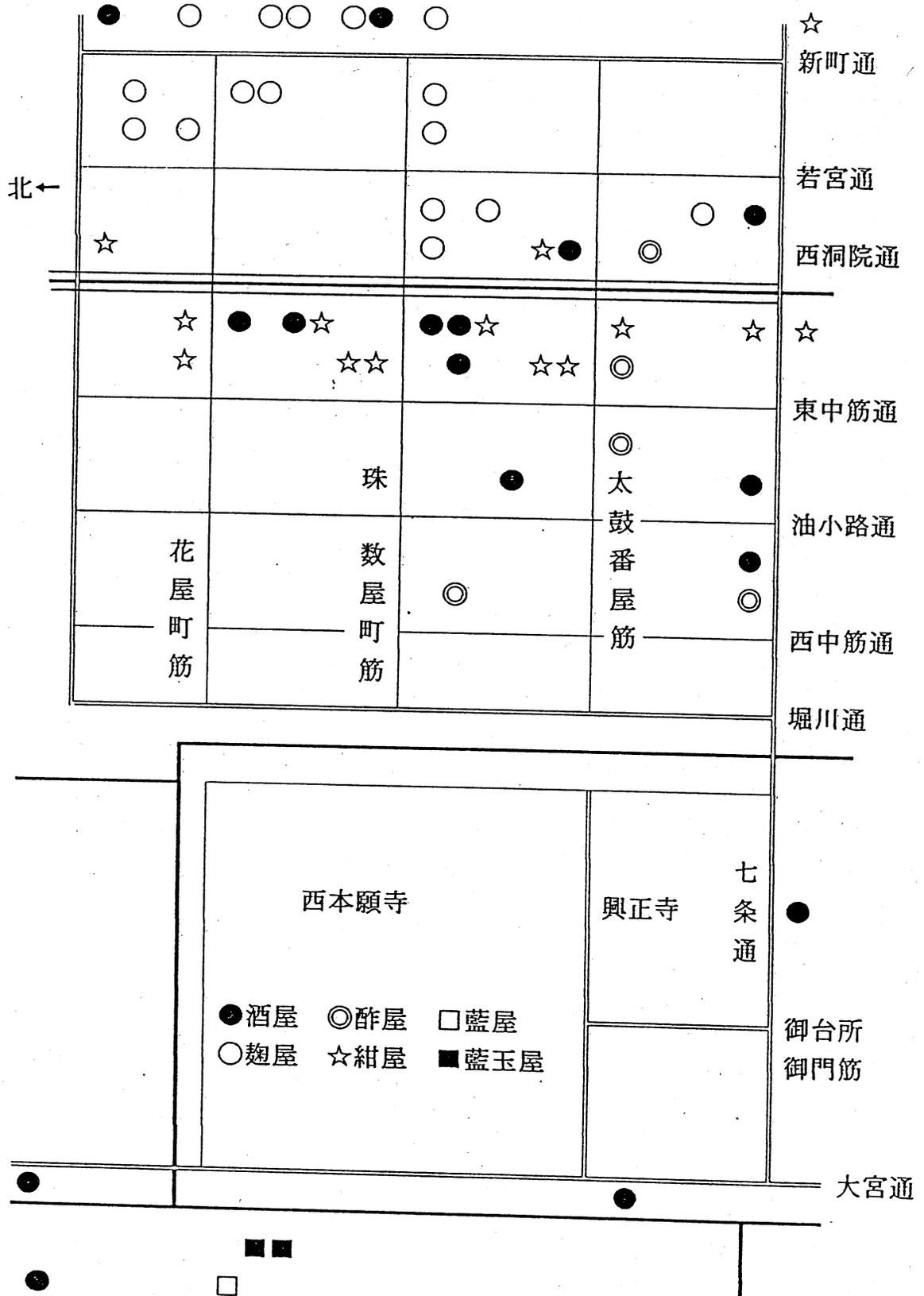
伊丹の酒が進出して来て、京都の酒をおびやかすことになった。

伏見・山科を除く旧京都市内の酒屋数は、室町時代から江戸時代末までおおむね二〇〇〇〜三〇〇軒程度で推移していたと考えられる。名古屋大学に所蔵されている『高木家文書』（成立は元禄一〇年に近い頃と推定される）をもとに、山下勝氏は酒屋の屋号・酒造人名・酒銘とそのもとになった和歌を紹介されている。

元禄期以後の京都の銘酒と酒屋の所在地については、『雍州府志』（一六八六）・『京羽二重織留』（一六八九）・『水の富貴寄』（一七七八）・『商人買物独案内』（一八三一）・『花洛羽津根』（一八六三）・『都商職街風聞』（一八六四）など地誌、買物案内の類にその一部が紹介されているにすぎず、地域が東西両本願寺にはさまれた六条寺内町に限定されているとはいえず、今回、江戸時代の酒屋の所在地と規模を知り得る史料が発見された意義はきわめて大きい。

六条寺内町の酒屋に関しては、寛永八年（一六三一）に原本が作製された『六条御境内絵図』が最古の史料である。この一帯には仏具屋・ろくそく屋など門前町の商店の他、藍玉屋・紺屋、また酒屋・酢屋・麴屋など醸造業者が集中している（図一）。酒を製造する店を造り酒屋、販売店を請酒屋と称した。一六軒の酒屋を見出し得るが、造り酒屋の特定はできない。また道路幅、川幅と並び、各戸の正確な間口も記入されているが、いずれも狭く、酒屋では最大八間八寸にすぎない。

図一 寛永8年 本願寺寺内町絵図



酒・味噌・酢など醸造業には欠かせない麴を造る麴屋は、かつて酒屋とは別の職業であり、麴の製造・販売を独占して酒屋も麴屋から麴を購入せざるを得なかった。麴の製造・販売権をめぐるトラブルから生じた室町時代の「文安の麴騒動」(一四四四)以後、京都における麴座は崩壊したが、この絵図には新町通珠数屋町から花屋町筋を中心にして、一六軒もの麴屋が集中している。先の『高木家文書』の中には、「麴屋」の屋号を持つ造り酒屋が市内に六軒見出せる。その内三軒、I七条油小路東入ル、麴屋甚三郎、II東中筋花屋町下ル、麴屋長兵衛、III新町花屋町下ル、麴屋甚四郎がこの地域に位置している。山下氏は、これを麴屋が利益の多い酒造業へと進出したことを示すものと理解されているが、たしかにこの地域には醸造業者が集中している。他に酢屋も五軒あるが、隣にあると酒が腐敗する恐れがあるからか、少し南の東中筋太鼓番屋筋付近に集中している。

二、天明八年の史料について

さて、天明八年の史料から検討して行こう。

天明八年史料A 「酒造株之儀二付両伝奏衆 江差出候書付入」天明八年八月。

以下の史料B、Hをまとめて入れた袋の表書。「門之内」、つまり六条寺内町の酒屋に関する書類である。西本願寺に關しては武家伝奏が社伝奏の仕事を行っていたから、「両伝奏」は武家伝奏を長く勤めた広橋・勸修寺両家を指

すと思われる。

天明八年史料B 同年一二月二九日付

差出人 本願寺門主の使い萩野要人。

内容 境内酒屋達の酒造株高・休株の件については、先に酒屋達から帳面(史料F)を提出したが、相違する所もあり、この度調査の上、別の帳面を提出する。そのため遅れたが、よろしくお取り計らい下されたい。

天明八年史料C 同年八月五日付

差出人 境内酒屋年寄松屋甚兵衛。

宛先 京都町奉行所。

内容 天明四年以前の実際の酒造米高について五年(巳年)に調査があったので報告した。しかし六年(午年)には凶作のため実酒造米高の半分に、また七年(未年)には「未年之三歩一造」、すなわち酒造株の株高にかかわらず従来の酒造米高の三分の一まで減石することが命じられた。また実際に酒造りをしていない休株の保有者については、六年に追って沙汰あるまで酒造りは不許可となったので休んでいる。この件を「二条御役所」(京都町奉行所)へ書付を提出するのでお断り申し上げる。

天明八年史料D 「町奉行紙面写一

内容 伝奏から町奉行に廻って来た酒造株高・酒造米高に關する本願寺提出の帳面(史料GとH)を、酒屋達が町奉行所に提出した帳面(史料F)と照合した所、一致しない分、借りた株を自分のものとして報告している分もあるので、酒造人達にとくと糺し、相違の分は訂正の上、改めて提出されたい。

天明八年史料E 同年八月一三日付

差出人 住田右京。

宛先 前田大学。

内容 本願寺から京都町奉行所に出された書簡らしい。

史料G・Hを提出する前に何度か町奉行所の役人の指示が行われたらしく、境内と寺領の酒屋を別々に書き上げるところを承知している。

天明八年史料F 同年一〇月付

差出人 酒屋年寄松屋甚兵衛。

宛先 京都町奉行所。

内容 境内酒屋の酒造株高・酒造米高の報告書である。

同年は一軒の酒屋で酒造株高合計二、七六〇石、酒造米高合計三、七二五・六石、また一五軒の休株があり、合計二、六九五・六石となっている。

天明八年史料G 同年八月付

差出人 本願寺門跡内七里内膳ら四名。

宛先 勘定所。

内容 一〇月作成の史料Fとほぼ同じであるが、株を借りている者三名が記入され、七条通油小路東入麴屋甚助の酒造米高が三五〇石に、七条通大宮東入町八文字屋武助の休株高が一八五石に、一軒の酒造米高合計が三、六六一・一石となっている。史料Dにおいて指摘されている相違とはこれらのことであろう。

天明八年史料H 同年八月付

差出人 本願寺門跡内七里内膳ら四名。

宛先 武家伝奏万里小路政房・久我信通の家臣。

内容 史料Gと同時に作成されている。本願寺門跡領泉州大島郡築尾村・三州額田郡馬頭村には酒造株も休株もない旨を報告している。

三、文化元年の史料について

次に文化元年の史料を検討しよう。

文化元年史料A 文化元年一二月付

以下の史料B、C、D、Eを入れた袋の表書。差出人は本願寺門跡の使い村井主計と岡田茂木。武家伝奏広橋家を通じて幕府の勘定所に宛てたもの。

文化元年史料B 同年一〇月付

京都町奉行の付箋がついている。伝奏からの触の写である。

内容 酒造りで消費している酒造米高と以前に届出た酒造米高の間に相違があるが、実酒造米高を届出るよう前年、享和三年一二月に下野守（京都所司代青山忠裕）から命じられたので、御勝手勘定奉行と交渉したところ、別紙雛形（史料C）通り天明八年と寛政一二年の例にならない、摂家・宮門跡・堂上公家領はもちろん、その他、酒造人の有無を報告させようとしたもの。

文化元年史料C

報告書の雛形である。領主名・酒造人名・酒造株高、天明八年に報告した酒造米高・現在の酒造米高、また両者間の相違がある場合は加増・減少の石数を書く。

文化元年史料D 同年一二月三日付

差出人 本願寺門跡使い岡田茂木。

宛先 伝奏広橋家。

内容 一〇月二八日、伝奏から触があり、本願寺境内において酒造りをしている者については調査の上、来る一月一五日までに報告する。

酒造りの件に関しては、亥年（享和三年）に、勘定所から伝奏月番勸修寺家を通じて達しがあり、本年六月二十七日に本願寺領内で酒造りをしている者はない旨、口上書を提出した。別に境内で酒造りをしている者があるが、酒造人仲間からも別に書付を提出したので、当方から提出すれば二重になるから提出しなかった。しかし伝奏広橋家からは本年も酒造人の有無につき書付の提出を求めて来たので、岡田茂木が出向きその間の事情を説明したが、届出が二重になってかまわないとのことであるから、左の口上書を提出する。

引用された口上書は、十一月一五日付で、差出人は本願寺使村井主計、宛先は伝奏広橋家、内容は十一月一五日までに調査が終わらず、書付を提出できないので、二〇日まで猶予していただきたい、というものである。

文化元年史料E 同年十一月付

差出人 本願寺門跡使い下間少次。

宛先 勘定所。

内容 本願寺境内一〇軒の酒屋の所在地・屋号・酒造人名・酒造株高・天明八年と文化元年の所蔵米高・天明八年以後の増加と減少石高が書き上げられている。

四、史料の注目点

さて天明八年の史料と文化元年の史料を検討して気付いた点をいくつか述べてみたい。門跡領などの寺社領を含め、酒造に関するすべての報告は幕府の財政と訴訟を管掌していた勘定所の何方酒造掛に提出されている。本願寺の場合、武家伝奏を通じて書類が提出されたが、寺領と境内地は別の書類である。境内地に関しては別に酒屋仲間の年寄から書類が京都町奉行所に提出されるが、両者を照合した場合、いくつかの食い違いが発見され、訂正をもとめられることがあったようである。天明八年の史料B・D・F・G、文化元年の史料Dはその間の事情を示している。

六条寺内町の酒屋に関して今回、天明八年と文化元年の史料が発見されたので、先の『高木家文書』以後の変遷を掌握することができた。『高木家文書』中のI麴屋甚四郎、II麴屋甚三郎、III麴屋長兵衛、IV松屋甚兵衛の四軒の造り酒屋は、百年以上後の天明・文化年間まで同じ場所において営業を続けていたことが確認された（後掲表一）。このうち松屋甚兵衛は酒造株高七二〇石と、京都の酒屋としては規模が大きく、天明八年には酒屋年寄として書付を提出している。

また天明八年には後継者がなく、営業を休止した酒屋三軒の株が貸出されている。また同年はその他一五軒もの酒屋が休株となっていて、その中には「山川」の白酒で有名であった七条大宮東入ルの茨木屋七兵衛など、『高木家文書』中の酒屋三軒が見出せる（後掲表二）。天明八年の休

表一 土八条寺内町酒屋の亦父遷

	所在地	高木家文書 屋号・酒造人・酒銘	天明八年史料 屋号・酒造人	文化元年史料 屋号・酒造人
一	新町通花屋町下ル町	麴屋甚四郎 「若松」	麴屋甚四郎	多和田屋太兵衛
二	丹波口大宮西入町	—	大津屋伊兵衛	綿屋藤兵衛
三	七条通油小路東入町	—	小堀屋吉郎兵衛	同上
四	東中筋花屋町下ル町	麴屋長兵衛 「月影」「千代松」	麴屋利兵衛	同上
五	七条通大宮東入町	—	江戸屋与三兵衛	江戸屋与兵衛
六	七条通大宮東入町	—	八文字屋さよ①	吉文字屋喜太郎
七	大宮通七条下ル町	—	渡海屋源右衛門②	万屋清八郎
八	油小路花屋町上ル町	—	藤屋平左衛門	—
九	花屋町西洞院東入町	—	松屋さゑ③	丹波屋太郎右衛門
一〇	七条通油小路東入町	麴屋甚三郎 「老松」「小夜波」	麴屋甚助	同上
一一	花屋町西洞院東入町	松屋甚兵衛 「亀乃尾」「う加屋」	松屋甚兵衛	松屋甚太郎

○天明八年史料F・G、文化元年史料Eをもとに作成した。所在地は天明八年史料による。

○天明八年から文化元年にかけて酒株の移動がある。すなわち、

①八文字屋さよの酒株は、同町松屋甚太郎が借り、文化元年には吉文字屋喜太郎の所有となっている。

②渡海屋源右衛門の酒株は、同町堅田屋与兵衛が借り、文化元年には万屋清八郎の所有となっている。

③松屋さゑの酒株は、西九条村南小路松屋宗兵衛が借り、文化元年には丹波屋太郎右衛門の所有となっている。

表二 天明八年の休株

	所在地	高木家文書 酒造人・酒銘	天明八年史料 屋号・酒造人
一	七条通新町西入町	—	銭屋吉兵衛
二	北小路新町西入町	—	万屋与兵衛
三	新町通御前通下ル町	—	墨屋源兵衛
四	丹波口大宮西入町	—	坂田屋庄三郎
五	花屋町油小路西入町	—	藤屋太兵衛
六	七条通大宮東入町	—	八文字屋武助
七	醒井通魚店下ル町	—	銚屋治左衛門
八	西中筋御前通下ル町	—	壺屋善六
九	西中筋北小路上ル町	—	手島屋平兵衛
一〇	七条通新町西入町	—	松屋さん
一一	丹波口大宮西入町	大津屋伊兵衛 「山乃井」	大津屋伊三郎
一二	七条通西洞院西入町	小堀屋吉兵衛 「道乃へ」	小堀屋久米
一三	七条通油小路西入町	—	和泉屋いよ
一四	東中筋御前通り下ル町	—	平野屋半兵衛
一五	七条通大宮東入町	茨木屋七兵衛 「山川」	茨木屋嘉十郎

○天明八年史料F・Gをもとに作成。

酒屋名は文化元年の史料には見出せず、凶作による酒造制限や天明大火などにより、多くの醸造業者が集中していた六条寺内町にもこの時期大きな変化の波が押し寄せていたことがうかがえる。

註① 「元禄覚書」(『新選京都叢書』第一巻、二二二頁、臨川書店、一九八五年)。

② 山下 勝・山下美智子「高木家文書酒銘による京都酒造業についての考察・その一」(『酒史研究』第二巻、一頁、一九八五年)。

③ 「本願寺寺内町絵図」(『図録頭如上人余芳』付録、浄土真宗本願寺派、一九九〇年)。

《天明八年史料翻刻》

天明八年史料 A

(袋表書) 「恒例門之内」

(朱筆) 「御酒造之部」
酒造株之儀二付

兩伝奏衆 江差出候書附入

天明八 戊申 年八月

天明八年史料 B

口上之覚

当境内酒屋共酒造

米之株高并休株

等之儀、先達而酒屋共

書出し候処、相違之儀も

有之候二付、此度相糺、

則別帳差出し候、右二付

延引仕候、宜御取計

可被下候、以上

本願寺御門主使者
十二月廿九日 萩野要人

天明八年史料 C (二通を括る。一通は下書き、同文につき解説せず。)

(帯紙) 「不差出、不要」

(表書)

御境内酒屋

乍恐口上書

年寄

乍恐口上書

一造酒之儀、四年以前巳年造酒丸造之高

御吟味二付、元株高、則別帳二書附差上申候処、

翌午年・巳年丸造之米高半石高造被

仰付、去去年・巳年之三步一造被仰付候、

休家休株之もの追而御沙汰在之候迄者、

造酒不相成旨、午年被仰渡候二付、相休

居申候、此段二条御役所江書付差上申候二付、

乍恐御断奉申上候、以上

天明八年申八月五日

御奉行様

御境内酒屋年寄

松屋甚兵衛(印)

天明八年史料D

〔端裏書〕
「町奉行紙面写」

酒造株并酒造米石高

帳面伝奏衆御到来

二付、先達而被遣候付御役所江

酒造人共差出候書付与

引合候之処、御役所江差出候

書付与株高・石高等符合

不致分も有之、又者外

借り受居候株を自分

所持株之様認被差出候分も

有之候間、今一応酒造人江

得与被相糺候上、相違之分者

認直被差出候様御達御座候様

致度存候

天明八年史料E

〔表裏書〕
「前田大学様

御手紙拜見仕候、如命

住田右京

昨日者渡候、得貴意

大慶不少候、然者其節

御示談申候趣、御帰宅後

御申達被成候処、御領分

計御書出し之義二候ハ、

昨日及御見被成候、御帳面

可被差出旨、御紙面之趣

致承知候、今日中

御勝手二可被差出候、且

右御帳被差出候ハ、控帳

卷冊可被差出候、尤右

同様二御認鹿濟し不苦候、

左様御承知可被成候、

且又御境内御寺領

別段二引分ケ御書付

可被差出候、存寄之所

付紙いたし得貴意候、

則御朱印地之分御書付

外之様被差出、文面

掛御目申候、右之趣二

御引分ケ御書付被差

出候様奉存候、折節

甚取込、早々乱書

御免可被下候、仍而帳面

返却仕候、以上

八月十三日

尚々、御端書之趣
委曲致承知、本文二
得貴意候通、無余
不能御拝答、文略仕候、以上

天明八年史料F

(表紙)

「天明八年 申 十月

酒造株改帳

御境内

酒屋年寄

松屋甚兵衛

- 一 造酒株石高百貳拾五石
- 一 造酒米石高四百九拾石
- 一 造酒株石高三百三拾石
- 一 造酒米石高五百四石
- 一 造酒株石高六拾四石
- 一 造酒米石高三百九拾貳石
- 一 造酒株石高三百三拾石
- 一 造酒米石高四百九拾石
- 一 造酒株石高三百四拾石
- 一 造酒米石高三百六拾八石

新町通花屋町下ル町

麴屋甚四郎

丹波口大宮西入町

大津屋伊兵衛

七条通油小路東入町

小堀屋吉郎兵衛

東中筋花屋町下ル町

麴屋利兵衛

七条通大宮東入町

江戸屋与三兵衛

- 一 造酒株石高百八拾五石
- 一 造酒米石高百四拾石

七条通大宮東入町

八文字屋さよ

右株同町松屋甚太郎
借請酒造仕候

- 一 造酒株石高百貳拾六石

大宮通七条下ル町

渡海屋源右衛門

右株同町堅田屋与兵衛
借請酒造仕候

- 一 造酒株石高貳百四拾石

油小路花屋町上ル町

藤屋平左衛門

- 一 造酒株石高貳百四拾五石

花屋町西洞院東入町

松屋さゑ

右株西九条村南小路松屋
宗兵衛借請酒造仕候

- 一 造酒米石高三百拾五石

- 一 造酒株石高五拾五石

七条通油小路東入町

麴屋甚助

- 一 造酒米石高四百拾四石五斗

- 一 造酒株石高七百貳拾石

花屋町西洞院東入町

松屋甚兵衛

- 一 造酒米石高四百貳拾石

拾壹軒

造酒株合貳千七百六拾石

造酒米合三千七百貳拾五石六斗

休株之分

七条通新町西入町

錢屋吉兵衛

- 一 造酒休株石高貳百石

一 造酒米高三百六拾八石

七条通大宮東へ入町

江戸屋与兵衛

一 造酒株高百八拾五石

右同町

八文字屋さ代

一 造酒米高百四拾石

右同町
右株借り受松屋甚太郎酒造り仕候

一 造酒株高百貳拾六石

大宮通七条下ル町

渡海屋源右衛門

一 造酒米高百拾六石四斗

右同町右株借り受堅田屋与兵衛
酒造仕り候

一 造酒株高貳百四拾石

油小路花屋町上ル町

藤屋平左衛門

一 造酒株高貳百四拾五石

花屋町西洞院東江入町

松屋さへ

一 造酒米高三百拾五石

一 造酒株高五拾五石

七条通油小路東へ入町

麴屋甚助

一 造酒株高七百貳拾石

花屋町西洞院東へ入町

松屋甚兵衛

一 造酒米高四百貳拾石

拾壹軒

造酒株合 貳千七百六拾石

造酒米高合 三千六百六拾壹石壹斗

休株之分

一 造酒休株高貳百石

七条通新町西へ入町

錢屋吉兵衛

一 造酒休株高貳百五拾石

北小路新町西へ入町

万屋与兵衛

一 造酒休株高百五拾石

新町通御前通下ル町

墨屋源兵衛

一 造酒休株高貳百石

丹波口大宮西へ入町

坂田屋庄三郎

一 造酒休株高八拾石

花屋町油小路西へ入町

藤屋太兵衛

一 造酒休株高百八拾五石

七条通大宮東へ入町

八文字屋武助

一 造酒休株高貳百壹石六斗

醒井通魚店下ル町

西中筋御前通下ル町

壺屋善六

一 造酒休株高百石

西中筋北小路上ル町

手島屋平兵衛

一 造酒休株高五拾石

七条通新町西へ入町

松屋きん

一 造酒休株高九拾石

丹波口大宮西へ入町

大津屋伊三郎

一 造酒休株高五百拾七石

七条通西洞院西へ入町

小堀屋くめ

一 造酒休株高百石

七条通油小路西へ入町

泉屋いよ

一造酒休株高九拾石

東中筋御前通下ル町

申八月

七里内膳印

一造酒休株高百五拾石

島田大和守印

式拾六本

七条通大宮東へ入町
茨木屋嘉十郎

島田讚岐守印

但、当時相休罷在候得共、追而酒造相始候ハ、

万里小路前大納言様御内

其節御届可被申入候

堀 倉人殿

右者御境内酒造米石高并株石高共、
書面之通御座候、以上

久我大納言様御内

辻 信濃守殿
岡本内記殿

天明八^戊年^申

本願寺御門跡内

七里内膳(印)

島田大和守(印)
島田讚岐守(印)

《文化元年史料翻刻》

下間兵部卿法眼(印)

文化元年史料A

御勘定所

(袋表書)

文化元^甲子年十一月

(朱筆)
「恒例門之内」

天明八年史料H
口上之覚

御酒造之部

酒造米高之儀二付

伝奏衆 江差出書付入

(異筆)「四冊」

泉州大鳥郡築尾村之内
三州額田郡馬頭村之内
右兩御寺領所遂吟味候

但、御勘定所宛
伝奏
広橋家

处、酒造株并同休株等
無御座候、仍此段御届

御使

被仰入候

本願寺御門跡内

村井主計
岡田茂木

(朱筆・抹消)
「御蔵」
□ヲ引出シテ

文化元年史料B

(表紙)

「文化元^甲子年十月

酒造米高之事二付伝

奏より触之写

(付箋) 「町奉行ノ御附紙面写」

酒造米高事実相違之儀共有之

二付、前々之高二無構其身之分限二

応し実を得候高を改為書出候様、

去亥十一月春下野守殿当地御在勤

中被仰渡候二付一右改帳認振り

之儀御勝手掛御勘定奉行江及掛ケ

合置候処、天明八申年・寛政十二申年

之例二准、別紙雛形之振合を以取

集、御勘定所江可差出旨申越候間、

撰家・宮門跡・堂上方家領有之

向者勿論、其外共酒造人有無

可被書出不洩様御達、早々御取集

被遣候様存候、則右認振り雛形進

之候事

十月

文化元年史料C

(中表紙)

「(貼紙)

「西之内紙帳面ニ認可申事」

誰家領

酒造米高書付

覚

酒造株高何程

天明八申年書上高何百石

一酒造米高何百石

内当子年より何石増

何之誰家領

何国何郡何村

酒造人誰

右同断

一酒造米高何拾石

外当子年より何石減

何之誰家領

何国何郡何村

同誰

右同断

一酒造米高何拾石

天明八申年書上置候通増減無之

天明八申年書上高何千石

合酒造高何千石

右者誰家領何国何郡村々酒造人共

分限二応し候実穀数相糺候処、以来

年二寄勝手を以増減無之、酒造米

高書面之通二御座候、以上

何之誰家領

何国何郡何村

酒造人誰

年号月

御勘定所

誰家内

何之誰

文化元年史料D

〔表紙〕
一酒造米之儀二付、伝奏

広橋家江御指出御口上書

并、昨年も右酒造米書付之儀

御達有之、其砌之御達と

当年之御達振と致相違候

訳書

一十月廿八日、伝奏触有之

右者御家領之内酒造人有無

御書附御差出可被成旨申来ル、

依而広岡家江左之通書付差出ス

口上

此度酒造米高事实無

相違様可書出旨、武辺より

御達御座候二付、御家領之内

酒造人有無書付御差出

可被成旨御承知被成候、則

当本山支配之内二酒造仕候者

御座候二付、来ル十五日迄二相しらへ

御達可被仰入候、以上

本願寺御門跡使

十一月三日 岡田茂木

一右酒造之儀、昨亥年御勘定所

御達有之候趣二而、伝奏月番勸

修寺家、右酒造之者有無書付

差出候様被申達候二付、則六月廿七日

御家領之内酒造仕候者無御座候旨

口上書差出ス、尤御境内二酒造之

もの有之候得共、酒造仲間、書付

差出候趣二付、御当家、御書出シ二

相成候而者二重二相成候趣二而、酒造之者

無御座候旨御達有之、然ル処又候当

年右酒造之者有無之儀書付

差出候様伝奏広橋家、申来候二付、

茂木罷出候而昨年之訳柄申述候処、

取次稻垣省吾申聞候二ハ、御家領

之内酒造之もの御座候ハ、二重二

相成候とも御書付御差出被成而可然

旨申之二付、依而右之通之口上書

差出ス

一伝奏広橋家へ左之通書付指出ス

口上

此度酒造米高事实無

相違様可書出旨御達御座候

二付、則今十五日迄二御家領

之内酒造人有無書付御差

出可被成旨、去ル三日被仰入置候

処、今十五日迄二者取調行届

兼候二付、来ル廿日迄御猶予

被下度旨酒造仕候旨願出候

二付、此段御断被仰入候、以上

十一月十五日 本願寺御門跡使 村井主計

一亥年勸修寺家へ御指出候御口上書者、御日次ニ留有之、別記ハ無之

文化元年史料E (本文中の「」内は貼紙による抹消)

〔表紙〕
〔本願寺御門跡境内〕

酒造米高書付
覚

酒造株高六拾四石

〔天明八申年書上高三百九拾貳石〕
一酒造米高三百九拾貳石

天明八申年書上置候通増減無之

本願寺御門跡境内

七条通西洞院西江入町 酒造人

小堀屋吉郎兵衛

〔同 境内〕

花屋町通西洞院東江入町

酒造人

松屋甚太郎

酒造株高七百貳拾石

〔天明八申年書上高四百貳拾石〕
一酒造米高四百貳拾石

天明八申年書上置候通増減無之

〔同 境内〕

東中筋通花屋町下ル町

酒造人

糀屋利兵衛

酒造株高三百三拾石

〔天明八申年書上高四百九拾石〕
一酒造米高四百九拾石

天明八申年書上置候通増減無之

〔同 境内〕

新町通花屋町下ル町

酒造人

酒造株高百貳拾五石

〔天明八申年書上高四百九拾石〕

一酒造米高四百九拾石

天明八申年書上置候通増減無之

〔同 境内〕

西洞院通七条上ル町

酒造人

万屋清八郎

酒造株高百貳拾六石
〔天明八申年書上高百拾六石四斗〕
一酒造米高貳百三拾八石
内当子年より百貳拾壹石六斗増

〔同 境内〕

〔貼紙。貼紙の下「海道」〕
丹波「口」大宮西江入町

酒造人

綿屋藤兵衛

酒造株高三百三拾石

〔天明八申年書上高五百四石〕
一酒造米高三百貳拾貳石

外当子年より百八拾貳石減又

〔同 境内〕

七条通油小路東江入町

酒造人

糀屋甚助

酒造株高五拾五石

〔天明八申年書上高四百拾四石五斗〕
一酒造米高三百石
外当子年より百拾四石五斗減又

〔同 境内〕

七条通大宮東江入町

酒造人

江戸屋与兵衛

酒造株高三百四拾石

〔天明八申年書上高三百六拾八石〕
一酒造米高貳百八拾石

外当子年より八拾八石減又

〔同 境内〕

西洞院通七条上ル町

酒造人

酒造株高百八拾石

〔天明八申年書上高百四拾石〕

〔貼紙。貼紙の下「多輪」〕
「多和田」屋太兵衛

一酒造米高百四拾石
 天明八申年書上置候通増減無之
 吉文字屋喜太郎

「同 境内」

酒造株高式百四拾五石
天明八申年書上高三百拾五石
 一酒造米高式百八拾石
（貼紙。貼紙の下「大宮東江入町」
 七条通「台所門西江入町」
 酒造人
 外当子年より三拾五石減ス
 丹波屋太郎右衛門

天明八申年書上高三千六百四拾九石九斗
 合酒造高三千三百五拾式石

右者本願寺御門跡境内「山城国葛野郡
 西六条」町々酒造人共、分限二応し候実

穀数相糺候処、以来年二寄勝手を以
 増減無之酒造米高書面之通二
 御座候、以上

本願寺御門跡内

文化元^甲子年十一月 下間少式法印（印切取）^{実印}
 御勘定所

☆ ☆ ☆ ☆ ☆

《解題補足》

両史料は、ともに本願寺史料研究所保管の西本願寺文書
 に含まれ、それぞれ史料Aとして翻刻を提示した袋に収め

られている。翻刻に際しては、清書本のある下書きの冊子
 は、清書本のみを翻刻に止めている。

天明八年の史料の内、行間に（表紙）の注記のない史料
 はすべて一紙文書である。翻刻を収録しなかった天明八年
 の史料Gの現状は、各所に朱筆による合点・抹消・指示な
 どがある。宛所の左には朱筆にて「右朱点掛り候分は除之」
 とあり、清書の書式の指示であることが判る。その他、注
 意を要する朱筆を列挙すると、表紙左下には「西寺内酒屋
 年寄松屋甚兵衛」の墨書が朱筆で合点されていること、麴
 屋甚四郎以下、松屋甚兵衛までの酒造米高の左横に「但、
 去ル巳年丸造り高」という記述があり朱筆で合点されてい
 ることである。

文化元年の史料はすべて冊子である。史料Bと史料Cは、
 翻刻では別々の冊子として扱っているが、現状は一冊の冊
 子である。史料Cの表紙の翻刻に「中表紙」とした所以で
 ある。翻刻を収録しなかった史料Eの控の冊子の現状は、
 表紙に記された表題が墨書で抹消され、左横に「不用」と
 墨書されている。なお、史料Eでは本文中に「」記号が頻出
 するが、これは白紙の貼紙により下の文字を抹消した部分
 である。注意されたい。（左右田昌幸）

☆ ☆ ☆ ☆ ☆

【埋め草 史料情報六・「免物取次札？」】
 使用できる行数に見合う史料の選択が難しい。
 本願寺史料研究所に保管されている史料に、元禄期頃の

史料で集中的に残存しているものがある。一例を、以下に示す。

和州吉野郡宗川之郷

御開山様 日裏郡

惣道場 西光寺

貞享五歳^{戊辰} 四月十二日

取次 帯刀(印)

(別筆)「御賛御名御判計出申候」
(別筆カ)「知主見申候」

形態は縦長の一紙文書で、大きさは縦三一・七センチ、横一三・六センチ。記載の形式はほぼ一定しているが、法量は例示した史料より大きいものや小さいものもあり、かなり幅がある。記載の様式より考えて免物の取次に関連した史料であることは間違いない。免物の種類により「御開山様」とある部分については、影像類だけではなく諸種の袈裟なども現れる。ではこの史料は、免物の取次に際してどのように機能したのか。取次札であるとする、たとえば例示した史料の場合は、西光寺よりの親鸞御影下付の願書に基づき、取次当番の帯刀のところでのこのような札が作成され、この記載に基づいて門主によって裏書が染筆されたと考えられないか。

少なくとも近世も中期になれば、戦国期には口頭であったと考えられている取次方法の文書化(勿論、取次だけでなくすべての寺務処理の文書化が進んでいたはず)が進み、口頭であったことによって発生したと考えられる裏書における地名の音通漢字の使用という事態は、取次方法の問題ではなく、そもそもの在地における地名認識・地名標記

の問題に変化しているのではないか(もっとも、戦国期でも、在地の生活者における地名認識は、音が主体であったのか漢字が主体であったのかという問題が残っているはずで、取次方法の口頭という面には解消できない)。史料を前にした直感は、以上です。(左右田)

《編集後記》

今回は、醸造学・醸造史をご専門としておられる種智院大学の吉田先生から、編集子の好きな「お酒」に関する原稿を頂戴できました。

本願寺の史料を宗派史的な視点だけではなく、色色な視点から紹介するという本紙発行の趣旨が実現できて、編集子としても嬉しい思いをしております。しかし、近世・近代史料の場合、問題を多少なりとも深く追求できる史料を本紙で取り上げようとすると、どうしても翻刻の量が多くなり、悩みの種です。ですが今後、なんとか近世・近代の史料も紹介してゆきたいと思えます。

次号は、秋の初めには発行するつもりです。(左)